

財務省告示第三百十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	発行方法	発行 金額	払込 金額	額面金額の 種類	発行 行	発行 行	利 率	経過 利息 の	払込 み
利付国庫債券（十年）（第二百四十 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	簡易生命保険特別会計の積立金 による引受け	額面金額で七百七十五億円	七百七十五億六千九百七十五万 円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年七月二十二日	平成十四年七月二十二日	年一・三パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。	

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{32}{365}}$$

平成十四年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十三号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年の六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十四年六月二十日	額面金額又は登録金額につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日
十三	償還期限	平成二十四年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日	
十四	償還金額	平成二十四年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日	
十五	元利支	平成二十四年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日	
十六	払込期日	平成十四年七月二十二日	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日	取扱店並びに取扱郵便局	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年七月二十二日	